

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊 (Professional Support Services)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platform サービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊(Professional Support Servicesに係る提供条件書(以下「提供条件書」といいます。)、別紙その他当社が Professional Support Services の内容として別に定めるものを含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により第2条に定める Professional Support Services(以下、「PSS」といいます。)を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Professional Support Services	SDPF サービスの1つであって、電気通信サービス等の利用に関わる設計や導入の支援等を行うサービス
識別番号	利用内容等を識別するための番号であって、PSS の申込みに基づいて当社が契約者に割り当てるもの
料金月	1の暦月の起算日(当社が PSS に係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

(PSS の区別等)

第3条 PSS には、料金表に定める区別等があります。

第2章 契約

(申込みの単位)

第4条 当社は、1の PSS の申込みごとに1の識別番号を割り当てます。この場合、申込者は、1の識別番号につき1人または1法人とします。

(PSS の申込の承諾)

第5条

- 1 当社は、共通編第8条(SDPF サービスの契約申込の承諾)第2項のほか、次に掲げる場合には、その PSS の申込みを承諾しないことがあります。
 - ・PSS の申込者が、当社が指定する提供条件書の内容を受け入れないとき。
- 2 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は PSS の申込者に対しその旨を通知します。

(区別等の変更)

第6条 契約者は、PSS の区別等(料金表に定めるセキュリティ(タイプ2に限ります。))に限ります。)の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(その他の契約内容の変更)

第7条

- 1 契約者は、契約内容の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第8条(SDPF サービスの契約申込の承諾)及び第5条(PSS の申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第8条 PSS には、共通編 10 条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありせん。

ただし、料金表又は提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用権の譲渡)

第9条 契約者は、共通編第13条(契約に基づく権利の譲渡)の規定にかかわらず、PSSを利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(当社が行うPSSの利用に係る契約の解除)

第10条

- 1 当社は、共通編第15条(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)第1項のほか、次に掲げる場合には、PSSに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。
 - (1) 契約者が共通編第32条(契約者の義務)及びこの別冊第21条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (2) 契約者が第22条(契約者からの情報等の提供)の規定に違反したとき。
 - (3) 本規約に反する行為であって、PSSに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (4) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。
 - (6) 当社が、PSSの提供が困難であると判断したとき。
- 2 当社は、共通編第15条第2項のほか、次に掲げる場合には、あらかじめ通知をせずにPSSに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。
 - (1) 共通編第17条(利用停止)及びこの別冊第12条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社のPSSに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (2) 契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
 - (3) 契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
 - (4) 前各号に定めるほか、契約者の資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第11条 当社は、共通編第16条(利用中止)第1項のほか、次に掲げる場合には、PSSの一部または全部の利用を中止をすることがあります。

- ・PSSを提供するために当社が提携している事業者が、その事業者の都合、事業休止、その他の理由によりPSSを提供することが困難となったとき。

(利用停止)

第12条 当社は、共通編第17条(利用停止)第1項のほか、次に掲げる場合には、PSSの一部または全部の利用を停止をすることがあります。

- (1) PSSの利用の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (2) 契約者の名称等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第13条

- 1 契約者は、次の場合に利用料金の支払を要します。
 - (1) そのPSSに係る利用料金が月額で定めるものの場合
 - ア 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者にPSSの提供を開始した日から起算して、PSSの解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、利用料金の支払を要します。
 - イ 利用中止又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払を要します。
 - (2) (1)以外の場合
 - ア 契約者は、PSSの利用の申込みを行い、その承諾を受けたときは、利用料金の支払いを要します。
 - イ PSSの利用の申込みの承諾後に解除等があった場合は、アの規定にかかわらず、契約者は、そのPSSに関して解

除等があったときまでに着手した部分について、その PSS の提供に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 前項にかかわらず、料金表及び提供条件書等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第5章 データの取扱い

(データに関する責任)

第14条

1 当社は、共通編第24条(データの取扱い)第1項のほか、PSSの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第15条 当社は、共通編第25条(データの利用)第3項のほか、契約者データ及び生成等データについて次のとおり取り扱います。

(1) 当社は、契約者データ及び生成等データのバックアップは行いません。

(2) 当社は消去された契約者データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第16条 当社は、PSSを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1) その PSS に係る利用料金が月額で定めるものの場合

ア 当社は、PSS が全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

イ アにより、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は PSS が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する PSS に係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(2) (1)以外の場合

ア 当社は、PSS の提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

イ アにより、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は PSS に係る利用料金(PSS が全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るもの)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

第7章 雑則

(免責)

第17条 当社は、共通編第29条(免責)のほか、PSS の提供の開始後に、その PSS の解除があったときは、解除事由の如何を問わず、その PSS の対象となった電気通信サービス等を PSS の提供の開始前の状態に復旧させる義務を負いません。

(承諾の限界)

第18条 当社は、契約者から契約内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又は PSS に係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした

者に通知します。

ただし、この別冊において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(検収)

第 19 条

- 1 当社は、PSS(料金表に定める導入検討サポート及び実装サポートに限ります。以下本条において同じとします。)に係る業務が完了した場合その旨を契約者に通知します。契約者は、その通知を受けたときは、直ちに確認検査を行い、当社が指定する方法により確認検査の合否を当社に通知するものとします。
ただし、当社は、当社からその通知を行った日から起算して 10 営業日(当社の営業日とします。)以内に当社に確認検査の合否の通知がない場合は、当該確認検査は合格であったものとみなして取り扱います。
- 2 当社は、前項の確認検査に当社が合格しなかった場合であって、当社に過失があるときは修補を行うものとし、その修補につき再度前項と同様の確認検査を行うものとし、以降も同様とします。
- 3 第1項の確認検査の合格後、当社の責めに帰すべき理由により、その PSS の対象となった電気通信サービス等の利用ができないときは、その確認検査の合格後 10 営業日以内に限り当社は無償で再び PSS に係る業務を実施します。
- 4 前項までの規定にかかわらず、料金表又は提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(不可抗力)

第 20 条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(契約者の義務)

第 21 条

- 1 契約者は、PSS を契約名義人以外の第三者が利用する場合、又は PSS の利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。
- 2 当社は、契約者が共通編第 32 条及び本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

(契約者からの情報等の提供)

第 22 条

- 1 当社が PSS の提供にあたり必要な情報等は、その契約者から提供していただきます。
- 2 契約者は、当社が PSS の提供にあたり契約者に対して合理的に要請した支援、便益等を提供していただきます。

(契約者からの通知)

第 23 条

- 1 契約者は、PSS に係る電気通信サービス等について、そのサービスの内容に変更等があったときは、その旨について速やかに当社に通知していただきます。
- 2 当社は、契約者が前項に規定する通知を行わなかった場合、PSS を提供できない場合があります。
- 3 契約者が第1項の通知を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその PSS に係る契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、この料金表及び提供条件書等に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
ア 料金月の初日以外の日に PSS の提供の開始があったとき。
イ 料金月の初日以外の日に PSS に係る契約の解除があったとき。
ウ 料金月の初日に PSS の提供を開始し、その日にその PSS に係る契約の解除があったとき。
エ 料金月の初日以外の日に PSS の区別等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
オ 通則4の規定による起算日の変更があったとき。

3 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則6及び7の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

9 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

10 当社は、料金について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

11 本規約により料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、この料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1)この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2)関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1 適用

当社は、PSS の料金を適用するにあたり、下表のとおりカテゴリ、メニュー項目（以下「区別等」といいます。）を定めます。

カテゴリ	メニュー項目		内 容
ネットワーク	導入検討サポート		ネットワークサービスの導入に係る検討等を行うもの
	実装サポート		ネットワークサービスに係る設定等を代行して行うもの
	運用サポート		ネットワークサービスに係る故障対応又は監視等を代行して行うもの
クラウド	導入検討サポート		クラウドサービスの導入に係る検討等を行うもの
	実装サポート		クラウドサービスに係る設定等を代行して行うもの
	運用サポート		クラウドサービスに係る故障対応又は監視等を代行して行うもの
セキュリティ	タイプ1(その他)	導入検討サポート	セキュリティサービスの導入に係る検討等を行うもの
		実装サポート	セキュリティサービスに係る設定等を代行して行うもの
		運用サポート	セキュリティサービスに係る故障対応又は監視等を代行して行うもの
	タイプ2(CBSIG)	通知サービス	セキュリティ情報等を契約者に通知するもの
		サポートサービス	当社の Universal One サービス契約約款及び Arcstar Universal One サービス サービス提供条件書に定めるセキュアインターネットゲートウェイ機能の設計及び設定等を代行して行うもの
その他	導入検討サポート		上記以外の電気通信サービス等の導入に係る検討等を行うもの
	実装サポート		上記以外の電気通信サービス等に係る設定等を代行して行うもの
	運用サポート		上記以外の電気通信サービス等に係る故障対応又は監視等を代行して行うもの

第2 料金額等

(1) ネットワークに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
導入検討サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
実装サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
運用サポート	1のPSSの利用ごとに月額	別に算定する金額

(2) クラウドに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
導入検討サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
実装サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
運用サポート	1のPSSの利用ごとに月額	別に算定する金額

(3) セキュリティに係るもの

ア タイプ1(その他)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
導入検討サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
実装サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
運用サポート	1のPSSの利用ごとに月額	別に算定する金額

イ タイプ2(CBSIG)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額	
通知サービス	1のセキュアインターネットゲートウェイごとに月額	別に算定する金額	
サポートサービス	Gold	1のセキュアインターネットゲートウェイ及び当社が別に定める単位ごとに月額	別に算定する金額
	Silver	1のセキュアインターネットゲートウェイごとに月額	別に算定する金額
	Bronze	1のセキュアインターネットゲートウェイごとに月額	別に算定する金額
備考			
<p>1 当社は、このサービスに係る区別等の変更の請求があったときは、料金月の初日からその変更を適用します。</p> <p>2 契約者は、第13条(料金の支払義務)にかかわらず、このサービスの提供を開始した日から起算して、このサービスの解除があった日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の料金月であった場合は、その提供を開始した日からその料金月の末日までの期間とします。)に相当する料金の支払いを要します。</p>			

(4) その他に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
導入検討サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
実装サポート	1のPSSの利用ごとに	別に算定する金額
運用サポート	1のPSSの利用ごとに月額	別に算定する金額